

詐欺・強迫

意思表示とは

- 一定の法律効果の発生を欲する意思を外部に表示する行為
- ◆ 「1億円を払うので、土地が欲しい」と言った場合
法律効果…土地売買契約の成立

意思表示の効力が問題となる場合

- 詐欺・強迫
- 虚偽表示
- 錯誤
- 心裡留保

意思表示の効力が問題となる場合

- **詐欺・強迫**

- 虚偽表示
- 錯誤
- 心裡留保

詐欺（民法96条）

- 詐欺とは、他人をだますことをいう。
- 詐欺による意思表示は、**取り消すことができる**。
- 詐欺による意思表示の取消は、**善意の第三者に対抗することができない**。
(詐欺という事情を知らない第三者に、詐欺による取消を主張することができない。)

- ◆ 善意：事情を知らないこと
恶意：事情を知っていること
- ◆ 対抗することができない：主張することができない

事例（詐欺）

① Aは、時価1億円の土地を所有している。

BはAをだまして、代金1000万円で土地売買契約を結んだ。

Aは、代金1000万円と引き換えに、Bに土地を引き渡した。

⇒Aは、土地売買契約を取り消すことができる。

(Aは代金1000万円を返金して、土地を取り戻すことができる。)

② Aが取消をする前に、BはCに土地を転売した。

Cは、①の詐欺に関して、善意である。(=事情を知らない)

⇒Aは、Cから土地を取り戻すことができない。

(∴詐欺による取消は、善意の第三者に対抗できない。)

強迫（民法96条）

- ・強迫とは、他人をおどすことをいう。
- ・強迫による意思表示は、**取り消すことができる。**
(詐欺の場合と同じ)
- ・強迫による意思表示による取消は、**善意の第三者に対抗することができる。**
(詐欺の場合と異なる)

※詐欺は自分が注意すれば回避することができるが、
強迫は回避することができない。

事例（強迫）

① Aは、時価1億円の土地を所有している。

BはAをおどして、代金1000万円で土地売買契約を結んだ。

Aは、代金1000万円と引き換えに、Bに土地を引き渡した。

⇒Aは、土地売買契約を取り消すことができる。

(Aは代金1000万円を返金して、土地を取り戻すことができる。)

② Aが取消をする前に、BはCに土地を転売した。

Cは、①の強迫に関して、善意である。（=事情を知らない）

⇒Aは、Cから土地を取り戻すことができる。

（∴強迫による取消は、善意の第三者に対抗できる。）

第三者による詐欺・強迫

- 詐欺

第三者にだまされて、意思表示をした場合

⇒相手方が**善意**の場合：取り消すことが**できない**

⇒相手方が**悪意**の場合：取り消すことができる

- 強迫

第三者におどされて、意思表示をした場合

⇒相手方が**善意**の場合：取り消すことができる

⇒相手方が**悪意**の場合：取り消すことができる

まとめ（詐欺・強迫）

- 詐欺・強迫

	当事者間での効力	善意の第三者との関係
詐欺	取り消すことができる	対抗できない
強迫	取り消すことができる	対抗できる

- 第三者による詐欺・強迫

	相手方が善意の場合	相手方が悪意の場合
詐欺	取り消すことができない	取り消すことができる
強迫	取り消すことができる	取り消すことができる